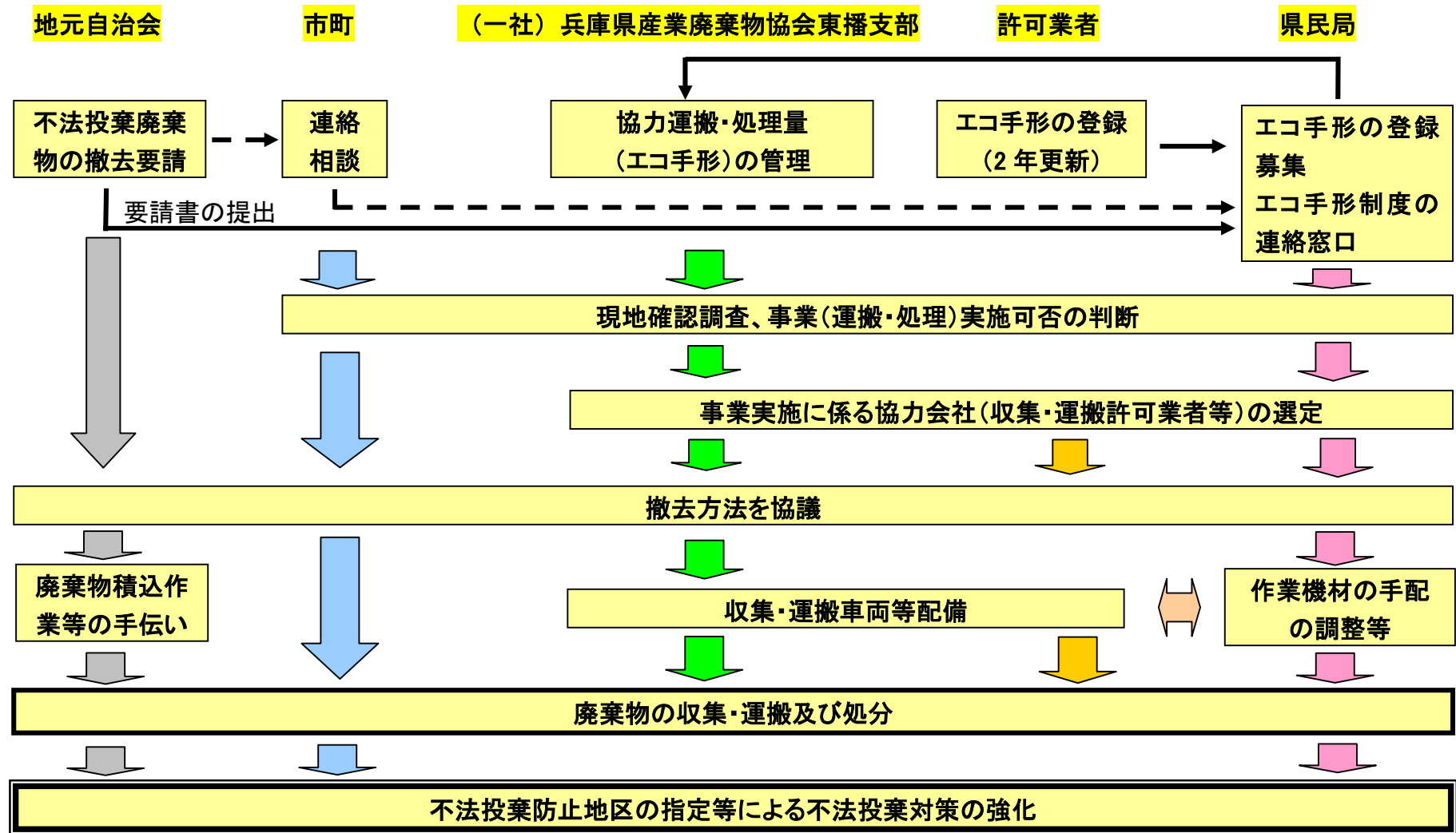


## 廃棄物エコ手形による処理（不法投棄に係る原状回復）フロー



○県民局は、エコ手形の登録募集や連絡窓口をします。(一社)兵庫県産業廃棄物協会東播支部は、エコ手形の管理をします。

○市町を通じて、不法投棄廃棄物の撤去相談があった場合、県民局は市町や(一社)兵庫県産業廃棄物協会とともに現地調査等を実施し、エコ手形を使って撤去できるかどうかの判断を行います。エコ手形を使って実施することに決まれば、どのエコ手形を使うか、つまりどの事業者に協力いただくかを東播支部で調整します。次に、地元自治会や協力事業者も含めて撤去方法を協議し、原状回復を行います。併せて、地元自治会を不法投棄防止地区に指定するなど、監視強化等の再発防止策も講じます。